

平成 24 年 9 月 18 日政策・総務・財政委員会要求資料について
(市第 35 号議案 横浜市市税条例等の一部改正 関連)

平成 24 年 9 月 18 日政策・総務・財政委員会において、要求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

1 市税条例改正関係

- 1-1 地方税の臨時特例措置に関する政府税制調査会等での議論経過
- 1-2 他都市等の改正状況 (H24. 8 月末時点)
- 1-3 緊急防災・減災事業債の概要
- 1-4 平成 24 年度予算で整理した震災対策事業の概要 (31 事業)
- 1-5 個人住民税における低所得者への配慮
- 1-6 市税条例一部改正に伴う影響等
- 1-7 臨時特例法に係る附帯決議について

2 行政改革

- 2-1 横浜市の行政改革の主な取組

3 財源確保

- 3-1 一般会計における過去 5 年間の土地売却収入実績
- 3-2 大規模土地の売却実績一覧
- 3-3 未収債権に関する取組状況
- 3-4 資産たな卸しによる売却実績一覧

4 市債・財政運営

- 4-1 一般会計における過去 5 年間の市債発行額及び市債残高
- 4-2 一般会計における市債残高の見込
- 4-3 財政調整基金残高の推移

地方税の臨時特例措置に関する政府税制調査会等での議論経過

1 復興の基本方針等の検討における考え方（復興財源として増税する理由）〈H23. 7. 29 東日本大震災からの復興の基本方針〉

- (1) 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、**今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこと**とする。
- (2) 復旧・復興のための**税制措置は、基幹税などを多角的に検討**する
- (3) 復旧・復興のための税制措置による税収は、他の経費と区分して管理する。
- (4) 平成 23 年度税制改正事項による増収分についても復旧・復興財源に充てることを検討する。

2 地方税における時限的な税制措置の考え方（地方税を増税する理由）〈H23. 9. 16 政府税制調査会〉

- (1) 地方税は、各地方団体が当該地方団体における**行政サービスを提供するために徴収**するもの。**この「受益と負担の関係」が地方税の最も根幹的な原則**である。
- (2) 一方で、今回の東日本大震災のような**未曾有の困難に際しては、地方税においても財源確保を検討することが必要**である。
- (3) よって、復旧・復興事業 19 兆円程度のうち、**全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8 兆円程度（推計））については、財源手当を国に依存するのではなく、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで、地方団体自らが財源を確保することを検討**する。

3 税制措置の概要 〈H23. 11. 15 政府税制調査会〉

(1) 地方税

復旧・復興事業 19 兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8 兆円程度（推計））については、地方において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方自ら財源を確保する。

○ 個人住民税均等割の引上げ

0.06 兆円／年（年 1,000 円） × 10 年 = 0.6 兆円程度

○ 個人住民税の退職所得 10%税額控除廃止（23 年度税制改正事項）

0.02 兆円／年 × 10 年 = 0.17 兆円程度

※ **個人住民税均等割の引上げの 1,000 円/年の内訳は、都道府県 500 円・市町村 500 円（理由）**全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての**直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合が概ね 1：1**のため、臨時的な税制措置による増収額（純増額）の比率も概ね 1：1 になるよう税率を設定。

※ 個人住民税均等割の引上げは、平成 26 年 6 月より実施

※ 個人住民税の退職所得 10%税額控除廃止は、平成 25 年 1 月より実施

(2) 国税

基幹税である所得税と法人税に時限的な付加税を課す。

| | | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|---------|
| 復興特別法人税 0.8兆円／年 (10%) × 3年 | + | 復興特別所得税 0.3兆円／年 (2.1%) × 25年 | = | 9.7兆円程度 |
|--------------------------------------|---|--|---|---------|

4 個人住民税均等割を上げる理由 <H23. 9. 16 政府税制調査会>

- ・ 所得税と比べて納税義務者数が多く、「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」
との復興基本方針と合致する。（納税義務者数(H21年所得) 均等割 5,936万人、所得割 5,477万人、
所得税 5,052万人)
- ・ 非課税限度額制度等により、所得の極めて低い者などには課税されない。

これらを前提として、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の
地方負担分等については、地域住民が広く負担を分かち合いながら、絆を持って支えてもらうと
した意味合いから、個人住民税均等割が選択された。

5 地方税の臨時特例措置が成立するまでの経緯

| 日付 | 主 な 内 容 |
|--------------------------------------|---|
| 平成 23 年 4 月 11 日 ～ 6 月 25 日 | 【東日本大震災復興構想会議】復興への提言 ～悲惨のなかの希望～ 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。 |
| 6 月 24 日 | 【東日本大震災復興基本法】 国民一人一人が相互に連帯して支え合うことなどの基本理念や地方公共団体の責務等を規定 |
| 7 月 29 日 | 【東日本大震災からの復興の基本方針】 全国の地方公共団体が実施する施策としては、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための施策 |
| 9 月 16 日 | 【政府税制調査会】 復興財源として具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた「複数の選択肢」を議論 |
| 9 月 27 日 | 【政府・民主三役会議】 地方税については次のとおり ・地方たばこ税 1 本×2 円引き上げ×5 年間 ・個人住民税均等割 500 円上乘せ×5 年間 |
| 10 月 7 日 | 【東日本大震災復興対策本部】 復興財源としての税制措置概要等が決定される。 |
| 10 月 20 日 | 【地方 6 団体】 国と地方の協議の場「地方の復興税制について」政府への要望 ① 全国各地の地方自治体がそれぞれの地域における緊急的な防災・減災事業に 取り組むための財源であることを明確化 すること ② 地方の自主性を尊重するかたちで実施すること ③ 負担が過重でなく公平なかたちで実施すること ④ あらゆる地域が疲弊している状況を踏まえ、実施時期等を判断すること ⑤ 増収規模の大小を問わず、必要な防災・減災事業が格差なく実施できる措置を講じること |
| 10 月 28 日 | 【臨時特例法案の提出】 衆議院へ「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」（以下「法律案」という）を提出 《内容》個人住民税の均等割の標準税率引上げ・地方のたばこ税の税率引上げ |
| 11 月 10 日 | 【民主・自民・公明 3 党税制調査会長会談】 たばこ税を除外することで合意 ・個人住民税均等割 1, 000 円上乘せ×10 年間（都道府県 500 円・市町村 500 円） ・個人住民税の退職所得 10% 税額控除の廃止 |
| 11 月 30 日 | 【法律案の可決】 参議院本会議で可決・成立 |
| 12 月 2 日 | 【法律公布・施行】 |

他都市等の改正状況 (H24. 8 月末時点)

1 都道府県

| 都市名 | 条例の改正時期 (予定) | | 引上げ額 |
|------|--------------|---|-------|
| 北海道 | 平成 24 年 3 月 | 済 | 500 円 |
| 青森県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 岩手県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 宮城県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 秋田県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 山形県 | 平成 25 年 2 月 | | 500 円 |
| 福島県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 茨城県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 栃木県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 群馬県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 埼玉県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 千葉県 | 平成 24 年 6 月 | 済 | 500 円 |
| 東京都 | 平成 24 年 3 月 | 済 | 500 円 |
| 神奈川県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 新潟県 | 未定 | | |
| 富山県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 石川県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 福井県 | 平成 24 年 6 月 | 済 | 500 円 |
| 山梨県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 長野県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 岐阜県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 静岡県 | 平成 24 年 6 月 | 済 | 500 円 |
| 愛知県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |

| 都市名 | 条例の改正時期（予定） | | 引上げ額 |
|------|--------------|---|-------|
| 三重県 | 平成 23 年 12 月 | 済 | 500 円 |
| 滋賀県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 京都府 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 大阪府 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 兵庫県 | 平成 23 年 12 月 | 済 | 500 円 |
| 奈良県 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 和歌山県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 鳥取県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 島根県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 岡山県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 広島県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 山口県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 徳島県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 香川県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 愛媛県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 高知県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 福岡県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 佐賀県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 長崎県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 熊本県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 大分県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 宮崎県 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 鹿児島県 | 平成 24 年 3 月 | 済 | 500 円 |
| 沖縄県 | 平成 25 年 2 月 | | 500 円 |

2 政令指定都市

| 都市名 | 条例の改正時期（予定） | | 引上げ額 |
|-------|-----------------------------|---|-------|
| 札幌市 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 仙台市 | 平成 25 年 1 月 | | 500 円 |
| さいたま市 | 平成 24 年 9 月 | | 500 円 |
| 千葉市 | 〃 | | 500 円 |
| 川崎市 | 〃 | | 500 円 |
| 横浜市 | 〃 | | 500 円 |
| 相模原市 | 平成 25 年 2 月以降 | | 500 円 |
| 新潟市 | 平成 24 年 12 月 | | 500 円 |
| 静岡市 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 浜松市 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 名古屋市 | 未定 | | - |
| 京都市 | 平成 24 年 5 月 | 済 | 500 円 |
| 大阪市 | 〃 | 済 | 500 円 |
| 堺市 | 平成 25 年 2 月 | | 500 円 |
| 神戸市 | 平成 24 年 3 月 | 済 | 500 円 |
| 岡山市 | 平成 24 年 2 月 | 済 | 500 円 |
| 広島市 | 検討中 | | 500 円 |
| 北九州市 | 平成 24 年 6 月 | 済 | 500 円 |
| 福岡市 | 平成 24 年 12 月 又は 25 年 2 月 | | 500 円 |
| 熊本市 | 平成 24 年 6 月 | 済 | 500 円 |

3 県内各市

| 都市名 | 条例の改正時期（予定） | | 引上げ額 |
|------|--------------|---|--------------|
| 川崎市 | 平成 24 年 9 月 | | 500 円 |
| 相模原市 | 平成 25 年 2 月 | | 500 円 |
| 横須賀市 | 平成 24 年 9 月 | | 500 円 |
| 平塚市 | 平成 24 年 12 月 | | 500 円 |
| 鎌倉市 | 〃 | | 500 円 |
| 藤沢市 | 〃 | | 500 円 |
| 小田原市 | 〃 | | 500 円 |
| 茅ヶ崎市 | 平成 24 年 6 月 | 済 | 500 円 |
| 三浦市 | 検討中 | | (500 円とする予定) |
| 逗子市 | 平成 24 年 12 月 | | 500 円 |
| 秦野市 | 〃 | | 500 円 |
| 厚木市 | 〃 | | 500 円 |
| 大和市 | 〃 | | 500 円 |
| 伊勢原市 | 〃 | | 500 円 |
| 海老名市 | 〃 | | 500 円 |
| 座間市 | 〃 | | 500 円 |
| 南足柄市 | 〃 | | 500 円 |
| 綾瀬市 | 〃 | | 500 円 |

緊急防災・減災事業債の概要

○緊急防災減災事業債の趣旨

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等により確保される財源により実施する事業を対象とした地方債です。

臨時的な税制上の措置がされたことに関連して、事業実施時期（H23～H27）と増収額（H24～H36）との調整のため、地方負担分を地方債により措置するものとして認められています。

○緊急防災減災事業債の内容

- ・充当率 :100%
- ・償還年限 :10年以内
- ・対象事業 : (補助・直轄) 国の全国防災対策費に係る補助事業
(地方単独) 住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する下記の地方単独事業

- ・ 防災拠点施設
- ・ 防災資機材等備蓄施設
- ・ 非常用電源
- ・ 拠点避難地
- ・ 津波避難タワー
- ・ 避難路
- ・ 避難所において防災機能を強化するための施設
- ・ 地域防災計画上の避難所とされている学校、幼稚園、保育所等の公共施設及び公用施設の耐震化
- ・ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等の耐震化
- ・ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）の耐震化
- ・ 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）の移転
- ・ 防災行政無線のデジタル化（全国瞬時警報システム（J-ALERT）を除く。）
- ・ 消防救急無線のデジタル化
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

平成24年度予算で整理した震災対策事業の概要(31事業)

| 局名 | 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--------------------|---|
| 市民局 | 区庁舎等 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、西・中・緑区庁舎および中土木事務所について、耐震補強工事を実施します。(平成27年度終了予定) |
| | 区庁舎 再整備事業 | 耐震性が不足しており、かつ狭あい化の著しい港南・南・金沢区等の区庁舎について再整備を実施します。(平成27年度終了予定) |
| | スポーツ会館 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、スポーツ会館(本村、十日市場、新石川)の耐震補強工事を実施します。(平成24年度終了予定) |
| | 地区センター 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、菊名地区センター(港北図書館と合築)の耐震補強工事を実施します。(平成25年度終了予定) |
| 文化観光局 | 市民ギャラリー 移転事業 | 耐震強度の低い教育文化センターの解体に伴い、同センター内の市民ギャラリーを旧いせやま会館に移転するため、移転先の改修工事を実施します。(平成26年度終了予定) |
| こども 青少年局 | 市立保育所 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、市立保育所における耐震補強(鶴見保育園他14か所)・改築(白根保育園)を実施します。(平成24年度終了予定) |
| | 民間保育所 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、民間保育所(わかば保育園他22か所)における耐震補強・改築に対する助成を実施します。 |
| | 公立児童福祉施設 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、公立児童自立支援施設(向陽学園)における耐震補強を実施します。(平成24年度終了予定) |
| | 民間児童福祉施設 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、民間児童福祉施設(白根学園児童寮他5か所)における耐震補強・改築に対する助成を実施します。 |

平成24年度予算で整理した震災対策事業の概要(31事業)

| 局名 | 事業名 | 事業概要 |
|-------|------------------|--|
| 健康福祉局 | 民間障害者施設耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、民間障害者福祉施設（光の丘他3か所）における耐震補強・改築に対する助成を実施します。（平成27年度終了予定） |
| | 久保山霊堂耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、久保山霊堂の耐震補強工事を実施します。（平成24年度終了予定） |
| | 衛生研究所再整備事業 | 耐震性が不足しており、かつ施設の老朽化・狭あい化が著しいため、金沢区に再整備を実施します。（平成26年度終了予定） |
| 環境創造局 | 野毛山動物園園内施設耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、野毛山動物園内施設の耐震補強工事を実施します。（平成26年度終了予定） |
| | 環境科学研究所耐震対策事業 | 耐震性が不足しており、かつ老朽化が著しいため、事前調査を踏まえ、環境科学研究所の耐震補強工事を実施します。（平成27年度終了予定） |
| 建築局 | 市営住宅耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、市営住宅（小菅が谷第二他9か所）の耐震補強工事を実施します。（平成25年度終了予定） |
| 道路局 | 橋りょう耐震対策事業 | これまで計画的に進めている重要橋りょう（緊急輸送路等にある橋、高速道路や鉄道を跨ぐ橋）に係る耐震補強（耐震未了19橋のうち、耐震補強11橋、架替等4橋）等を実施します。 |
| | 歩道橋耐震対策事業 | 1次緊急輸送路、鉄道及び高速道路の上を跨ぐ歩道橋について、計画的に耐震補強を実施します。 |
| 港湾局 | 大黒大橋改良事業 | 大黒ふ頭を地震に強い物流拠点とするため、老朽化した大黒大橋（ここを通過する市道大黒線は、第1次緊急輸送路に指定）の補修等を実施します。（平成28年度終了予定） |
| | 南本牧ふ頭連絡臨港道路整備事業 | 南本牧ふ頭へのアクセス機能を向上させ、平常時はもとより、災害時における交通の安定性を確保するため、南本牧ふ頭連絡臨港道路整備を実施します。（平成28年度終了予定） |

平成24年度予算で整理した震災対策事業の概要(31事業)

| 局名 | 事業名 | 事業概要 |
|-----|----------------------------------|--|
| 消防局 | 津波警報伝達システム整備事業 | 津波からの避難を呼びかけるため、慶長型地震モデルの浸水予測区域を対象とした津波警報伝達システムの整備（スピーカー設置90か所程度）を実施します。（平成24年度終了予定） |
| | 消防・救急デジタル無線整備事業 (共通波・活動波) | 消防救急無線の周波数移行とアナログ方式からデジタル方式への変更に伴い、消防・救急無線のデジタル化を実施します。（平成27年度終了予定） 共通波＝消防本部と緊急消防援助隊等の応援部隊との通信用 活動波＝本市の消防救急活動用 |
| | 自家用給油取扱所整備事業 | 緊急時、確実に燃料を確保するため、自家用給油取扱所を市内5ヶ所（消防訓練センター、西・青葉消防署、港南台・日吉消防出張所）に整備します。また、市域全体の燃料供給体制をカバーするため、ミニローリー車3台とトラック1台を整備します。（平成24年度終了予定） |
| | 非常用電源設備再整備事業 (司令センター・消防署・出張所) | 震災等大規模災害発生時の停電に備え、老朽化している消防司令センター及び消防署、出張所の消防通信指令設備における非常用電源設備の更新を実施します。（平成24年度終了予定） |
| | 消防庁舎建設事業 (緑消防署再整備等) | 区庁舎の耐震対策工事等に伴い、緑消防署を移転・整備するとともに、南消防署中村町消防出張所を蒔田地区に移転・整備します。（平成27年度終了予定） |
| | 防火水槽整備事業 | 火災による被害拡大を防止するため、消火に必要な水量が不足している地域への消防水利確保対策として、防火水槽を配置します。 |
| | ヘリコプター更新事業 | 様々な災害事案に対応するため、運用開始から17年を経過し老朽化が進んでいる消防ヘリコプター1号機を更新します。（平成24年度終了予定） |

平成24年度予算で整理した震災対策事業の概要(31事業)

| 局名 | 事業名 | 事業概要 |
|--------------|-------------------------------|---|
| 教育委員会 事務局 | 市立学校 耐震対策事業 | 昭和56年の建築基準法改正以前に建築された校舎等の耐震診断、及び、診断の結果、耐震性が不足している校舎等の設計・耐震補強工事を実施します。(平成27年度終了予定) |
| | 横浜総合高等学校 移転先耐震対策事業 | 耐震性が不足している横浜総合高校を旧大岡高校へ移転させるため、旧大岡高校の耐震補強工事等を実施します。(平成25年度終了予定) |
| | 港北図書館 耐震対策事業 | 耐震強度を確保するため、港北図書館(菊名地区センターと合築)の耐震補強工事等を実施します。(平成25年度終了予定) |
| 政策局 | 市立大学 耐震対策事業 (金沢八景キャンパス) | 耐震性が不足しており、かつ老朽化が著しい横浜市立大学金沢八景キャンパスの本校舎等の耐震補強工事等を実施します。(平成27年度終了予定) |
| 水道局 | 水道事業繰出金 (安全対策事業出資金) | 水道施設の安全性・耐震性の確保に向けた、送・配水管の相互連絡管の整備や基幹水道構造物の耐震化事業等のため、総務省の繰出基準に基づき一般会計から水道事業会計に繰出を実施します。 |

個人住民税における低所得者への配慮

個人住民税については、低所得者層の負担の軽減を図るため、昭和 51 年度から、地方税法第 295 条第 3 項に基づき、個人住民税の均等割が非課税となる前年の合計所得金額の水準を市税条例第 23 条で定めています。これを非課税限度額制度と言い、具体的な内容は次のとおりです。

【個人住民税の均等割の非課税限度額】

$$35 \text{ 万円} + (35 \text{ 万円} \times \text{扶養親族の人数}) + 21 \text{ 万円} \quad ※$$

本人分

※控除対象配偶者を含む扶養親族がいる場合に適用

○ 非課税限度額の該当となる合計所得金額等

| 扶養親族の人数 (本人を含む) | 合計所得金額 | 給与収入額に換算 |
|--------------------|---------------|---------------|
| 1 人 | 350,000 円以下 | 1,000,000 円以下 |
| 2 人 | 910,000 円以下 | 1,560,000 円以下 |
| 3 人 | 1,260,000 円以下 | 2,059,999 円以下 |
| 4 人 | 1,610,000 円以下 | 2,559,999 円以下 |
| 5 人 | 1,960,000 円以下 | 3,059,999 円以下 |
| 6 人 | 2,310,000 円以下 | 3,559,999 円以下 |

(注) 太枠内は、いずれか一方に収入のある夫婦で、扶養している子供が 2 人いる場合

○ 均等割の課税・非課税者の状況（平成 24 年度当初課税ベース）

| 区 分 | 人数 | 適用条文 | | |
|----------------|-------------------|----------------|-------------------------|-----------------------|
| ① 均等割を課税される者 | 180.5 万人 | | | |
| ② 均等割を課税されない者 | 188.5 万人 | | | |
| 内 訳 | 生活扶助を受ける者 | 1.7 万人 | 地方税法第 295 条第 1 項第 1 号 | |
| | 所得が 125 万円以下 | 未成年者 | 4.3 万人 | 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号 |
| | | 寡婦・寡夫 | 3.2 万人 | |
| | | 障害者 | 2.2 万人 | |
| | 非課税限度額の該当者 | 71.7 万人 | 地方税法第 295 条第 3 項 | |
| 申告のない配偶者・扶養親族等 | 105.4 万人 | | | |
| ① + ② | 369 万人 | | | |

【参考法令】

○地方税法

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第 295 条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 328 条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- 一 生活保護法 の規定による生活扶助を受けている者
- 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。）
- 2 分離課税に係る所得割につき前項第 1 号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日の現況によるものとする。
- 3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

○地方税法施行令

(法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準)

第 47 条の 3 法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 市町村の条例で定める金額は、法第 295 条第 3 項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。
- 二 前号の基本額として定める一定金額は、35 万円を超えない範囲内において、35 万円に、生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の 12 月 31 日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。
- 三 第 1 号の加算額として定める一定金額は、21 万円を超えない範囲内において、21 万円に、前号に規定する総務省令で定める率で当該市町村が前年の 12 月 31 日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

○横浜市市税条例

(個人の均等割の非課税)

第 23 条 法第 295 条第 3 項の規定により、区内に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この節において前年」という。)の合計所得金額が 350,000 円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に 210,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

市税条例一部改正に伴う影響等

1 条例改正に伴う影響人数

| | | |
|------|--------------|----------------|
| | 均等割 500 円引上げ | 退職所得 10%税額控除廃止 |
| 影響人数 | 1,805,040 人 | 5,786 人 |

※平成 24 年度市町村税課税状況等の調

2 均等割の非課税者の内訳

| 区 分 | | 人数 (概数) | 適用条文 |
|----------------|-------|----------|-----------------------|
| 生活扶助を受ける者 | | 1.7 万人 | 地方税法第 295 条第 1 項第 1 号 |
| 所得が 125 万円以下 | 未成年者 | 4.3 万人 | 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号 |
| | 寡婦・寡夫 | 3.2 万人 | |
| | 障害者 | 2.2 万人 | |
| 非課税限度額の該当者 | | 71.7 万人 | 地方税法第 295 条第 3 項 |
| 申告のない配偶者・扶養親族等 | | 105.4 万人 | |
| 計 | | 188.5 万人 | |

※平成 24 年度市税賦課額調。

3 個人市民税の納税者 1 人当たりの平均税額

| 税額 (A) | 納税義務者数 (B) | 1 人当たり税額(A/B) |
|----------------|-------------|---------------|
| 284,052,835 千円 | 1,805,040 人 | 157,367 円 |

※平成 24 年度市町村税課税状況等の調

4 個人市民税の課税対象者に係る所得階層別の納税義務者数

| 課税所得金額の段階 | 納税義務者数 | シェア | 【参考】標準世帯における 年収換算 (概算) |
|----------------------|-------------|---------|----------------------------|
| 10 万円以下 | 51,486 人 | 3.0 % | 211.9 万円以下 |
| 10 万円を超え 100 万円以下 | 439,705 人 | 25.2 % | 211.9 万円を超え 361.5 万円以下 |
| 100 万円を超え 200 万円以下 | 472,196 人 | 27.1 % | 361.5 万円を超え 504.7 万円以下 |
| 200 万円を超え 300 万円以下 | 292,122 人 | 16.8 % | 504.7 万円を超え 647.5 万円以下 |
| 300 万円を超え 400 万円以下 | 168,726 人 | 9.7 % | 647.5 万円を超え 773.8 万円以下 |
| 400 万円を超え 550 万円以下 | 149,903 人 | 8.6 % | 773.8 万円を超え 957.0 万円以下 |
| 550 万円を超え 700 万円以下 | 69,483 人 | 4.0 % | 957.0 万円を超え 1,124.2 万円以下 |
| 700 万円を超え 1,000 万円以下 | 55,127 人 | 3.1 % | 1,124.2 万円を超え 1,453.9 万円以下 |
| 1,000 万円超 | 44,616 人 | 2.5 % | 1,453.9 万円超 |
| 小計(A) | 1,743,364 人 | 100.0 % | — |
| 均等割のみ課税(B) | 61,676 人 | — | — |
| 計(A+B) | 1,805,040 人 | — | — |

※平成 24 年度市町村税課税状況等の調

※標準世帯 … 夫婦 (いずれか一方に収入がある者) と扶養家族 : 子 2 人 (合計 4 人家族)

臨時特例法に係る附帯決議について

○ 内容

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。

二、緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、円滑な事業の執行に向け、適切な支援を行うこと。また、同事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく同事業を実施した団体を不利益に取り扱うことのないようにすること。

三、緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の税率の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

(下線部は衆議院でなかった文言を、参議院で追加したもの)

○ 決議の状況

(1) 衆議院総務委員会 (平成23年11月22日)

民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案

(2) 参議院総務委員会 (平成23年11月29日)

民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案

1 事業見直し

上段:見直し効果額
下段:主な見直し

| | | 24 年度 | 23 年度 | 22 年度 |
|-----------------|--|-------|---|--|
| 市役所内部経費 の見直し | | 11 億円 | 32 億円 | 27 億円 |
| | 情報システム運営管理 事業の経費削減 64 百万円 | | 外郭団体等の資産の活用 1,483 百万円 | 超過勤務手当の削減 1,293 百万円 職員福利厚生事業 369 百万円 |
| 民営化・委託化 の取組 | | 2 億円 | 4 億円 | 4 億円 |
| | 市立保育所の民間移管 20 百万円 | | 市立保育所の民間移管 55 百万円 | 家庭ごみ収集委託(プラス チック製容器包装委 託等) 276 百万円 |
| | 家庭ごみ収集委託(缶・ びん・ペットボトル委託) 109 百万円 | | 家庭ごみ収集委託(缶・ びん・ペットボトル委託) 109 百万円 | 学校給食調理業務民間 委託 93 百万円 |
| | 学校給食調理業務民間 委託 22 百万円 | | 学校給食調理業務民間 委託 35 百万円 | |
| 使用料等 の見直し | | 18 億円 | 2 億円 | 0.1 億円 |
| | 認可保育所の保育料改定 990 百万円 | | パシフィコ横浜への土地 貸付料の減免率見直し 181 百万円 | |
| その他事業 の見直し | | 47 億円 | 42 億円 | 91 億円 |
| | 福祉特別乗車券の負担金 見直し 69 百万円 | | リサイクルプラザ及び神 奈川リサイクルコミュニ ティセンターの廃止 79 百万円 | G30 地域還元事業の廃 止 200 百万円 スカイウォーク運営 事業の廃止 41 百万円 |
| 合計 | 見直し効果額 | 78 億円 | 80 億円 | 122 億円 |
| | 見直し件数 | 502 件 | 655 件 | 950 件 |

2 職員給与制度の見直し

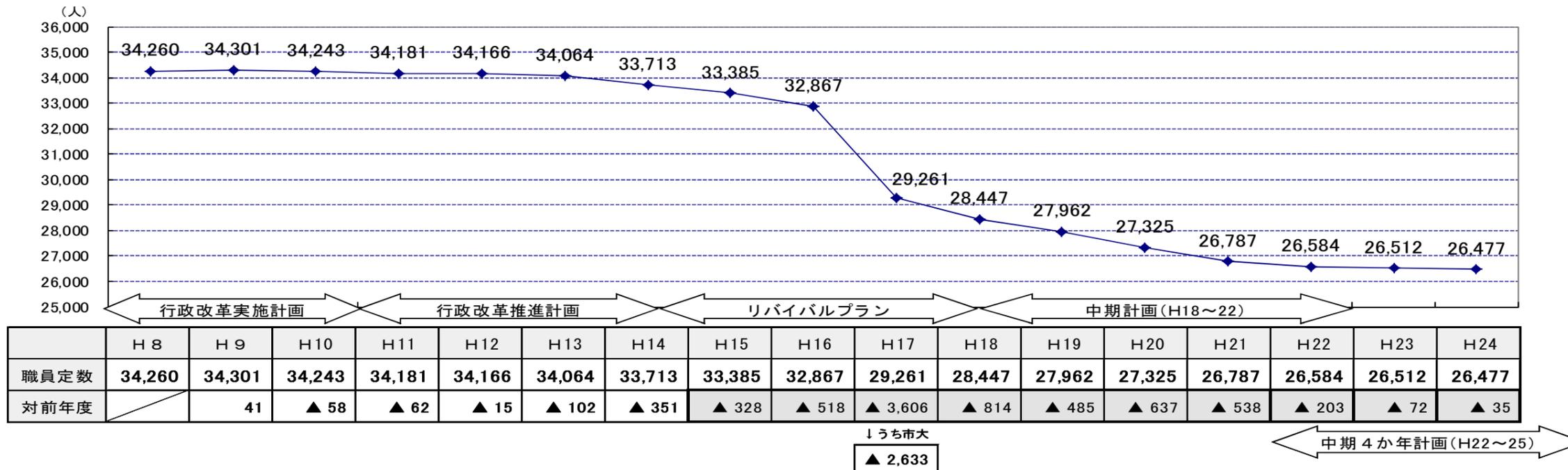
| 主な取組項目 | 見直し内容 | 取組年度 |
|------------|--|---------|
| 退職手当の見直し | 最高支給率を見直し 【62.7月→60.99月(H16)→59.28月(H17)】 | H16、H17 |
| 出張旅費の見直し | 近隣地への出張に伴う日当廃止など | H16 |
| 特殊勤務手当の見直し | H16 に一部廃止 (55 手当→27 手当) H18 に原則廃止 | H16、H18 |
| 人事給与制度の見直し | 新たな人事給与制度の導入 級構成の見直し (10 級制→8 級制) 昇給カーブのフラット化 昇任・昇給に人事考課を反映 | H19 |

3 職員定数の見直し

職員の配置にあたっては、社会経済情勢や市民が行政に求める役割の変化に合わせ、機動的かつ柔軟な人員のシフトを行うとともに、非常勤職員などの柔軟な雇用形態の積極活用や、事務の簡素化・IT化・委託化などの様々な工夫により、効率的・効果的な執行体制となるよう努めてきました。

その結果、平成9年度に34,301人だった職員定数は、7,824人削減し、26,477人となっています。

(1) 職員定数の推移



(2) これまでの主な職員配置の見直し取組項目 (中期計画及び中期4か年計画期間の実績 (H18~))

| | |
|-----------------|--------|
| 家庭系ごみ収集体制の見直し | 約▲540人 |
| 学校用務員執行体制の見直し | 約▲340人 |
| 市立保育所の民間移管 | 約▲230人 |
| 学校給食調理業務の委託化 | 約▲360人 |
| 公営企業の経営効率化【交通局】 | 約▲800人 |
| 公営企業の経営効率化【水道局】 | 約▲660人 |

(3) 他都市比較

人口千人あたりの普通会計における職員数は、5.51人と、政令指定都市の中で最も少なくなっています。

※普通会計とは、自治体ごとに一般会計、特別会計などの、各会計で経理する事業の範囲が異なるため、総務省が統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

人口千人あたりの職員数比較(普通会計) (H23.4) : 平均値(6.94)

| 順位 | 都市名 | 人口1,000人あたりの職員数 |
|----|-------|-----------------|
| 1 | 横浜市 | 5.51人 |
| 2 | 福岡市 | 5.58人 |
| 3 | 札幌市 | 5.70人 |
| 4 | 堺市 | 5.92人 |
| 5 | 相模原市 | 6.18人 |
| 6 | さいたま市 | 6.22人 |
| 7 | 千葉市 | 6.50人 |
| 8 | 静岡市 | 6.55人 |
| 9 | 仙台市 | 6.56人 |
| 10 | 浜松市 | 6.57人 |
| 11 | 北九州市 | 6.84人 |
| 12 | 岡山市 | 6.85人 |
| 13 | 広島市 | 7.01人 |
| 14 | 新潟市 | 7.18人 |
| 15 | 川崎市 | 7.45人 |
| 16 | 神戸市 | 7.79人 |
| 17 | 名古屋市 | 7.82人 |
| 18 | 京都市 | 8.17人 |
| 19 | 大阪市 | 9.84人 |

(4) 非常勤職員の推移【参考】

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H18~H24 の増減比 |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 職員定数 | 28,447 | 27,962 | 27,325 | 26,787 | 26,584 | 26,512 | 26,477 | ▲1,970 |
| 非常勤合計 a+b+c | 5,250 (4,200) | 5,437 (4,350) | 5,292 (4,234) | 5,408 (4,326) | 5,801 (4,641) | 6,064 (4,851)※ | 6,200 (4,960) | 950 (760) |
| 再任用職員 a | 739 | 774 | 1,237 | 1,336 | 1,487 | 1,869 | 1,881 | 1,142 |
| 再雇用嘱託 b | 1,281 | 1,302 | 893 | 760 | 804 | 550 | 687 | ▲594 |
| 一般嘱託 c | 3,230 | 3,361 | 3,162 | 3,312 | 3,510 | 3,645 | 3,632 | 402 |
| 正規職員数+非常勤職員数 | 33,697 (32,647) | 33,399 (32,312) | 32,617 (31,559) | 32,195 (31,113) | 32,385 (31,225) | 32,576 (31,363) | 32,677 (31,437) | ▲1,020 ▲(1,210) |

※()内は、非常勤職員の人数を勤務時間数で換算した場合の人数です。本市の非常勤職員は全て短時間勤務であり、正規職員の勤務時間数に換算すると概ね0.8人分となります。

4 外郭団体改革の推進

本市では、40の外郭団体（24年9月現在）について、専門家による外部評価を取り入れた独自のPDCAサイクル（特定協約団体マネジメントサイクル）を活用した外郭団体の改革を進めており、中期4か年計画では、主に次の4項目の取組を進めることとしています。

- ① 「横浜市外郭団体経営改革委員会」の提言を受けた統廃合を含む外郭団体経営改革の取組
- ② 特定協約団体マネジメントサイクルによる経営改善
- ③ 横浜市土地開発公社の廃止
- ④ 外郭団体に対する人的支援の適正化

(1) 外郭団体数の推移

本市では、従来から外郭団体の統廃合や民間主体の経営への移行などを積極的に推進しており、その結果、外郭団体数は、平成5～7年度における67団体をピークとして、現在の40団体まで継続的に減少してきています。過去10年間の推移は、下表の通りです。

なお、平成25年度には、土地開発公社の廃止を予定しています。

| H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 53団体 (▲2) | 48団体 (▲5) | 44団体 (▲4) | 42団体 (▲2) | 42団体 (±0) | 41団体 (▲1) | 41団体 (±0) | 41団体 (±0) | 40団体 (▲1) | 40団体 (±0) |

* H15～H23までは年度末団体数、H24はH24.9現在

(2) 外郭団体の役職員数の推移

外郭団体についても、効率的な執行体制の再構築等に取り組み、役職員数の削減も継続的に進めており、下表の通り、15年度から役員総数が▲400人、職員総数が▲798人、それぞれ減少しています。

（なお、職員数については、一部団体での新規業務の開始等に伴い増員となった年度もあります。）

（単位：人）

| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|----|----|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 役員 | 総数 | 886 | 846 | 756 | 669 | 647 | 633 | 599 | 590 | 486 |
| | 増減 | - | ▲40 | ▲90 | ▲87 | ▲22 | ▲14 | ▲34 | ▲9 | ▲104 |
| | 累計 | - | ▲40 | ▲130 | ▲217 | ▲239 | ▲253 | ▲287 | ▲296 | ▲400 |
| 職員 | 総数 | 3,393 | 3,316 | 2,989 | 2,711 | 2,393 | 2,680 | 2,655 | 2,565 | 2,595 |
| | 増減 | - | ▲77 | ▲327 | ▲278 | ▲318 | +287 | ▲25 | ▲90 | +30 |
| | 累計 | - | ▲77 | ▲404 | ▲682 | ▲1,000 | ▲713 | ▲738 | ▲828 | ▲798 |

(3) 市退職者の再就職適正化

市退職者の再就職適正化に関する取組として以下の3項目を要請しており、達成期限である本年7月までに、外郭団体では1ポストにおける在職期間の超過を除き、すべて適正化を達成しました。

① 在職期間（定年）の適正化

再就職先の団体における在職期間は、退職後5年間または65歳に達する年度の末日まで（特別職は退職後4年間）。外郭団体の未達成ポストは一定期間に限り継続雇用となるもの。

② 年収限度額の適正化

再就職先で役員に就任している場合、副市長等900万円、区局長等700万円、部長等600万円。職員として勤務している場合、区局長級以上500万円等。外郭団体は、すべてのポストで適正化を達成。

③ 兼務の適正化

2団体以上の役員兼務（非常勤無報酬相当の場合は除く）は、行わない。22年度にすべて解消。

一般会計における過去5年間の土地売却収入実績

| 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2,241 百万円 | 1,842 百万円 | 1,200 百万円 | 2,703 百万円 | 1,126 百万円 |

大規模土地の売却実績一覧

| 年度 | 土地の所在 | 売却面積 | 売却収入 | 保有会計 |
|-------------|----------------|--|-----------------------|--------------------|
| 20 年度 | 青葉区あざみ野南三丁目 | 49,516.29 m ² | 5,358 百万円 | 資産活用推進基金 |
| | 〃 荏田北一丁目 | | | |
| 21 年度 | 金沢区鳥浜町 | 9,520.88 m ² | 922 百万円 | 資産活用推進基金 |
| 22 年度 | 金沢区並木二丁目 | 16,399.85 m ² | 1,278 百万円 | 一般会計 |
| | 金沢区鳥浜町 | 468.20 m ² | 45 百万円 | 資産活用推進基金 |
| | 都筑区牛久保東一丁目 | 2,716.86 m ² | 2,016 百万円 | 資産活用推進基金 |
| 平成 22 年度 小計 | | 19,584.91 m ² | 3,339 百万円 | |
| 23 年度 | 金沢区鳥浜町 | 9,332.92 m ² | 543 百万円 | 資産活用推進基金 |
| | 西区みなとみらい四丁目 | 1,508.43 m ² | 971 百万円 | 資産活用推進基金 |
| | 戸塚区吉田町 | 4,288.53 m ² (93.99 m ²) | 1,198 百万円 (26 百万円) | 資産活用推進基金 (一般会計) |
| 平成 23 年度 小計 | | 15,129.88 m ² | 2,712 百万円 | |
| 合 計 | | 93,751.96 m ² | 12,331 百万円 | |
| | うち 一般会計 合計 | 16,493.84 m ² | 1,304 百万円 | |
| | うち 資産活用推進基金 合計 | 77,258.12 m ² | 11,027 百万円 | |

1 経緯

危機的な財政状況の中、市民負担の公平性と財源確保の観点から、全庁的な取組方針等に基づく適正な債権管理を行うため、21年1月に行政運営調整局（当時）に歳入確保強化担当を設置し、以前にも増して、未収債権の収納率の向上等による財政基盤の強化に取り組んでいます。

<経緯>

- (1) 20年度 行政運営調整局財政課（当時）に歳入確保強化担当を設置（21年1月）
- (2) 21年度 「横浜市の私債権の管理に関する条例」を制定（21年12月）
- (3) 22年度 副市長を議長とする未収債権整理促進対策会議を設置（22年6月）
未収債権整理促進のための取組方針について（市長通知）（22年6月）
- (4) 23年度 財政局税務課に債権回収促進担当及び税外債権回収担当を設置（23年5月）

2 主な取組

(1) 早期未納対策

早期の未納案件の整理に向け、民間事業者を活用した電話による納付案内を、22年度から実施しています。23年度は、8債権について実施しました。（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、国民健康保険給付費返納金、母子寡婦福祉資金貸付金、道路占用料、児童扶養手当返納金）

(2) 困難案件への対応

法的な債権回収の専門家である弁護士への徴収業務の委任を、21年度末から実施しています。23年度は、3債権について実施しました。（母子寡婦福祉資金貸付金、土地貸付料、大学奨学金貸付金）

(3) 国民健康保険料、保育料等の滞納整理

23年5月、財政局税務課に税外債権回収担当を設置し、国民健康保険料、保育料等の一部について、税の徴収ノウハウを活かしながら、滞納整理を行っています。

(4) その他

現年度分対策の強化として、速やかな財産調査と折衝による見極め（滞納処分又は停止）を促進しています。

3 未収債権額（滞納額）の推移

(単位:億円)

「対前年度」は、表中の数値にて算出している。

| 債権名 | 19年度 | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | | | | |
|---------|------|------|------|---------|-----|------|---------|------|------|---------|-----|------|--------|
| | 滞納額 | 滞納額 | 対前年度 | | 滞納額 | 対前年度 | | 滞納額 | 対前年度 | | | | |
| | | | 増減額 | 増減率 (%) | | 増減額 | 増減率 (%) | | 増減額 | 増減率 (%) | | | |
| 国民健康保険料 | 291 | 284 | ▲ 7 | ▲ 2.4 | 282 | ▲ 2 | ▲ 0.7 | 282 | 0 | 0.0 | 278 | ▲ 4 | ▲ 1.4 |
| 市税 | 200 | 189 | ▲ 11 | ▲ 5.5 | 171 | ▲ 18 | ▲ 9.5 | 149 | ▲ 22 | ▲ 12.9 | 125 | ▲ 24 | ▲ 16.1 |
| 介護保険料 | 13 | 14 | 1 | 7.7 | 15 | 1 | 7.1 | 15 | 0 | 0.0 | 15 | 0 | 0.0 |
| 保育料 | 8 | 9 | 1 | 12.5 | 9 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 | 8 | ▲ 1 | ▲ 11.1 |
| 市営住宅使用料 | 9 | 9 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 | 8 | ▲ 1 | ▲ 11.1 | 7 | ▲ 1 | ▲ 12.5 |
| その他※ | 37 | 44 | 7 | 18.9 | 51 | 7 | 15.9 | 59 | 8 | 15.7 | 76 | 17 | 28.8 |
| 合 計 | 558 | 549 | ▲ 9 | ▲ 1.6 | 537 | ▲ 12 | ▲ 2.1 | 522 | ▲ 15 | ▲ 2.8 | 509 | ▲ 13 | ▲ 2.5 |

※その他の債権とは、母子寡婦福祉資金貸付金、生活保護費負担金、後期高齢者医療保険料等約80債権の計

資産たな卸しによる売却実績一覧

ア 22年度に売却した資産

| | 土地の所在 | 面積 | 売却収入 | 保有会計 |
|---|------------|-------------------------|-----------|----------|
| 1 | 都筑区茅ヶ崎南五丁目 | 180.00 m ² | 54 百万円 | 一般会計 |
| 2 | 瀬谷区三ツ境 | 175.21 m ² | 38 百万円 | 一般会計 |
| 3 | 都筑区牛久保三丁目 | 118.60 m ² | 33 百万円 | 一般会計 |
| 4 | 保土ヶ谷区峰沢町 | 100.90 m ² | 21 百万円 | 一般会計 |
| 5 | 神奈川区子安通二丁目 | 90.82 m ² | 8 百万円 | 一般会計 |
| | 小 計 | 665.53 m ² | 154 百万円 | |
| 6 | 都筑区牛久保東一丁目 | 2,716.86 m ² | 2,016 百万円 | 資産活用推進基金 |
| 7 | 青葉区つつじが丘 | 283.70 m ² | 53 百万円 | 資産活用推進基金 |
| 8 | 中区豆口台 | 174.71 m ² | 47 百万円 | 資産活用推進基金 |
| | 小 計 | 3,175.27 m ² | 2,116 百万円 | |
| | 合 計 | 3,840.80 m ² | 2,270 百万円 | |

イ 23年度に売却した資産

| | 土地の所在 | 面積 | 売却収入 | 保有会計 |
|---|-------------|--------------------------|-----------|----------|
| 1 | 神奈川区片倉町一丁目 | 345.60 m ² | 87 百万円 | 一般会計 |
| 2 | 中区本牧十二天 | 519.70 m ² | 77 百万円 | 一般会計 |
| 3 | 鶴見区生麦二丁目 | 567.00 m ² | 41 百万円 | 一般会計 |
| 4 | 泉区上飯田町 | 139.00 m ² | 8 百万円 | 一般会計 |
| | 小 計 | 1,571.30 m ² | 213 百万円 | |
| 5 | 西区みなとみらい四丁目 | 1,508.43 m ² | 971 百万円 | 資産活用推進基金 |
| 6 | 金沢区鳥浜町 | 9,332.92 m ² | 543 百万円 | 資産活用推進基金 |
| 7 | 磯子区中原二丁目 | 217.80 m ² | 57 百万円 | 資産活用推進基金 |
| | 小 計 | 11,059.15 m ² | 1,571 百万円 | |
| | 合 計 | 12,630.45 m ² | 1,784 百万円 | |

1 一般会計における過去5年間の市債発行額及び市債残高

(単位：億円)

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市債発行額 | 1,104 | 1,159 | 1,279 | 1,282 | 1,234 |
| 市債残高 | 23,825 | 23,738 | 23,859 | 24,106 | 24,312 |
| うち実質的な市債残高 | 23,458 | 23,243 | 23,459 | 23,303 | 23,085 |

2 一般会計における市債残高の見込

(単位：億円)

| | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 市債残高 | 24,626 | 25,721 | 25,491 | 25,317 |

※中期4か年計画中間振り返りにおける「中期的な財政見通し」に基づく推計値。

※市債残高は比較のため、みどり保全創造事業費会計の残高を含めた。

3 財政調整基金残高の推移

(単位：億円)

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 財政調整基金残高 | 250 | 183 | 149 | 158 | 108 | 128 |

※H19～23までは実績値。24年度は23年度決算後の見込数値。